

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針 ～afterコロナに向けて～

新型コロナウイルス感染症の拡大状況をレベル0からレベル5までの6段階に分け、それぞれのレベルに応じた行動範囲を定める指針を作成しました。
なお、指針及びその取り扱いは、今後の状況に応じて変更することがあります。大学からはポータルサイトやHP等を通じて、随時お知らせしますので確認するようお願いします。

●現在のレベルはレベル【3】です。

2021年5月24日現在

レベル	授業	勤務体制		各種会議	学生の入構	課外活動・学内イベント (全てのレベルでオンライン活動可)	施設の貸出 (食堂・コンビニ含む)	出張・移動*1	感染拡大防止対策
		教員	事務職員						
0	通常	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	
1	感染拡大防止対策により通常相当の活動が可能	・感染拡大防止に留意して原則、対面授業を実施 ・一部の科目でオンライン授業を活用	・感染拡大防止に留意して通常勤務 ・オンライン授業の許可科目は在宅勤務可	・感染拡大防止に留意して通常勤務	・感染拡大防止に留意して対面会議を実施 ・オンライン会議またはメール会議（情報共有・伝達）を活用	・感染拡大防止に留意して授業、課外活動のために入構可	・感染拡大防止に留意して活動可 ・試合、演奏会、合宿等は大学が許可が必要	・感染拡大防止に留意して学内者・学外者とも貸出、営業可	・最大限の防止対策 ・検温、マスク必須 ・入構時手指消毒 ・使用機器の消毒 ・アクリル板設置 ・手洗い励行 ・教室席の間引き ・教室の換気 ・啓発の広報 ・活動名簿の提出 ・体調不良者入構禁止等
2	感染拡大防止対策を講じても一定の制限が必要	・実技系科目、少人数科目は原則、対面授業で実施 ・その他はオンライン授業を実施	・感染拡大防止に留意して通常勤務 ・オンライン授業の許可科目は在宅勤務可	・感染拡大防止に留意して通常勤務	・オンライン会議またはメール会議を積極的に活用	・感染拡大防止に留意して授業、課外活動のために入構可	・大学が許可した活動のみ可（合宿は不可、学外における試合、演奏会等は大学の許可が必要）	・感染拡大防止に留意して学内者・学外者とも貸出、営業可（学外者は一部制限あり）	・県外への不要不急の出張、移動を自粛
3	感染拡大防止対策を講じても多くの制限が必要	・原則、オンライン授業で実施 ・実技系科目は対面授業（収容定員50%）可	・在宅勤務を推奨 ・オンライン授業の許可科目は在宅勤務可	・在宅勤務を推奨 ・窓口業務は原則メールまたは電話のみ ・事前に許可された学生等の相談、書類受理は可	・原則、オンライン会議またはメール会議のみ可	・対面許可授業の出席者及び事前入校許可者のみ可 ・授業終了後はすみやかに帰宅する ・学外者は許可者のみ可	・大学が許可した活動のみ可（学内活動日数・活動時間の制限、学外活動は禁止）	・感染拡大防止に最大限留意して食堂、コンビニは営業可 ・特別な理由により許可された学内者、学外者には貸出、営業可	・県内外への出張、移動を自粛
4	感染拡大防止対策を講じても多くの制限が必要	・原則、オンライン授業で実施 ・実技系科目は対面授業（収容定員50%）可	・在宅勤務を推奨 ・オンライン授業の許可科目は在宅勤務可	・在宅勤務を推奨 ・窓口業務は原則メールまたは電話のみ ・事前に許可された学生等の相談、書類受理は可	・原則、オンライン会議またはメール会議のみ可	・対面許可授業の出席者及び事前入校許可者のみ可 ・授業終了後はすみやかに帰宅する ・学外者は許可者のみ可	・原則貸出不可（大学運営に必要不可欠な事業者は入構可） ・食堂はテイクアウト販売のみ可、時短営業	・県内外への不要不急の出張、移動を禁止	
5	活動の原則停止*2	・オンライン授業のみ実施	・原則、全員在宅勤務 ・大学運営に必要最低限の者のみ入構可	・原則、全員在宅勤務 ・大学運営に必要最低限の者のみ入構可	・オンライン会議またはメール会議のみ可	・不可	・貸出・営業不可（大学運営に必要不可欠な事業者は入構のみ可）	・原則、全ての出張、移動を禁止	

* 1 緊急事態宣言が発令されている都道府県との往来は上記のどのレベルにおいても原則禁止とする。 * 2 静岡県に緊急事態宣言が発令、または、学内でクラスター発生時を想定